

野田市告示第193号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成23年1月1日から効力を生ずる。

平成22年12月28日

野田市長 根本 崇

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
桜台	往還西通	上花輪	神明腰	1, 165の1~1, 165の4 1, 166の1~1, 166の3
			神明腰ノ内	1, 580の1 1, 580の2 1, 581の1~1, 581の6
			太子前ノ内	1, 589の1 1, 589の2
		中野台	大和田	1, 297
		清水	大和田台	1, 065
	往還東通	上花輪	太子前ノ内	1, 582の1 1, 582の2 1, 583の1 1, 583の2 1, 584の1~1, 584の14 1, 585 1, 586の1~1, 586の3 1, 587の1~1, 587の3 1, 587の8~1, 587の23 1, 588の2
清水				大和田

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地及び国有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成22年2月25日現在の登記事項証明書によるものである。